



二〇〇五年地方自治関係 主要判例解説

自治判例研究会
柳瀬 昇

◆最近の注目判例

長野市在住であった長野県知事が
同県泰阜村に住民票を移転したこと
により、知事が長野市と泰阜村の両
方の選挙人名簿に登録されていた問
題で、知事の生活の本拠は同村には
ないので、名簿への登録は誤りであ
るとした一審判決に対して、訴訟参
加人である知事が上告した。最高裁
判所は、一審判決を支持し、知事の
上告を棄却した(田中康夫氏選挙人
名簿登録抹消訴訟Ⅱ最決平成一六年
一月一八日)。

法であるとして、一審・二審判決を
破棄して、審理を高等裁判所に差し
戻した(紀伊長島町水道水源保護条
例事件Ⅱ最判平成一六年二月二四
日)。
公営住宅法の改正に伴い、市営住
宅全戸について、入居者の所得に応
じた応能応益家賃制度が導入された
結果、低廉に抑えられていた同和向
け市営住宅の家賃が値上がりしたこ
とに反発し、家賃の支払いを拒否し
ていた住民に対して、市がその支払
いを求めた訴訟では、最高裁判所は、
応能応益家賃制度の導入は合憲であ
るとした一審・二審判決を支持し、
住民らによる上告を棄却した(榎原
市市営住宅応能応益賃料訴訟Ⅱ最決
平成一七年四月二五日)。

報や、国・地方公共団体の公務員の
公務に関する情報は、非開示情報に
は当たらないとした事例(栃木県食
糧費公開請求訴訟Ⅱ最判平成一六年
一月二六日)、条例上請求の対象
が文書全体となっていれば、同じ文
書に記載された請求対象外の情報に
ついては開示すべきであるとした事
例(岐阜県宮長良川渡船事業関連情
報公開請求訴訟Ⅱ最判平成一七年六
月一四日)、県が購読する情報誌の
名称等は非開示情報にあたらな
した事例(岐阜県情報誌名公開請求
訴訟Ⅱ最決平成一七年六月一四日)、
交際費の支出先の氏名等は、公開さ
れば支出先との信頼関係を損なう
ため非公開が妥当であるが、もとも
と公表が予定されている場合は公開
すべきであるとした事例(北九州市
交際費・食糧費公開請求訴訟Ⅱ最判
平成一七年七月一日)、監査に関す
る文書を開示しても、住民監査請求
制度に悪影響があるとはいえないと
した事例(大分県監査関連文書公開
請求訴訟Ⅱ最判平成一七年七月一四
日)など、最高裁判所は、情報公開
に積極的な姿勢を示す一方で、土地
の取得価格の開示は妥当であるが、

取得に伴う補償金額の開示は元の土
地所有者の権利を侵害するので、妥
当ではないとした事例(名古屋市中
地開発公社土地取得・補償金額公開
請求訴訟Ⅱ最判平成一七年七月一五
日)や、民間人の氏名などが含まれ
ている可能性があるとして、開示を
命じた二審判決を破棄した事例(福
岡県食糧費公開請求訴訟Ⅱ愛知県食
糧費公開請求訴訟Ⅱ最判平成一六年
一月二六日)もある。
住民訴訟としては、市民団体が前
県知事らに対してコピー使用料の水
増し請求分を県に返還するよう求め
た訴訟で、住民監査請求を不適法と
し、請求を却下した一審・二審判決
を破棄し、審理を高等裁判所に差し
戻した事例(佐賀県コピー使用料不
正支出訴訟Ⅱ最判平成一六年一月
二五日)、県職員に対する都道府県
議会野球大会への出張命令は、それ
自体は公務ではないので違法である
が、その出張のために公費を支出し
たことに前知事に過失はないとした
事例(大分県議員野球大会応援出張
費訴訟Ⅱ最判平成一七年三月一〇
日)が挙げられる。
病院新設に対する県知事による中

止勧告は、それに従わなければ開設

できたとしても保険医療機関の指定を受けられず、保険診療ができなければ病院経営は事実上不可能であることから、中止勧告は、開設を不許可とする行政処分相当し、取消訴訟の対象になるとした事例（富山県徳洲会病院開設中止勧告取消訴訟Ⅱ 最判平成一七年七月一日）も興味深い。同様に、病床数削減の勧告も、取消訴訟の対象となる（茨城県徳洲会病院病床数削減勧告訴訟Ⅱ 最判平成一七年一〇月二五日）。

都の課税処分の瑕疵に伴う裁判の弁護士費用の支払いを都に対して住民が求めた訴訟で、原告の請求を棄却した二審判決を破棄し、審理を高等裁判所に差し戻した事例（東京都弁護士費用請求訴訟Ⅱ 最判平成一六年一二月一八日）がある一方で、返済がなされたために住民訴訟では原告の請求は棄却されたものの、実質は原告勝訴であるとして、市に対して弁護士費用の支払いが求められた訴訟では、最高裁判所は、市に支払いを命じた一審・二審判決を破棄し、原告の請求を斥けている（名古屋市弁護士費用請求訴訟Ⅱ 最判平成一七

年四月二六日）。

窃盗容疑で逮捕され起訴猶予となった職員に対する懲戒免職処分について、同様の行為を行った他の職員が懲戒処分を受けていなかったことから、町長に裁量権の濫用があったとして、処分の取消しを認めた事例（田沢湖町火山岩窃盗職員懲戒免職取消訴訟Ⅱ 最判平成一七年六月二日）が注目される。また、北海道高等学校教職員組合連合会による争議行為に関する懲戒処分の取消訴訟で、争議行為を禁止する地方公務員法の合憲性を確認した事例（道高教組スト懲戒処分取消訴訟Ⅱ 最判平成一七年六月二四日）も重要である。

海外に住む被爆者が被爆者援護法に基づく健康管理手当や葬祭料等を国外で申請できるかが争われた訴訟で、被告である長崎市は、敗訴した二審判決を受け入れ、上告を断念した（長崎市在外被爆者訴訟Ⅱ 福岡高判平成一七年九月二六日）。国は、これらの申請手続等を在外公館で行えるよう、政省令の改正を進める方針である。また、同様の訴訟（広島地判平成一七年五月一〇日）で敗訴した広島市も、控訴を取り下げた。

在外日本国民の国政選挙の選挙権

を制限している公職選挙法の規定は違憲であるとして、原告らの選挙権を確認し、立法不作為による国の賠償責任を認めた在外選挙権訴訟（最大判平成一七年九月一四日）は、自治判例ではないが、きわめて重要な憲法判例として注目に値する。

以下では、昨年一月一日以降の特に注目すべき自治判例について、事件の概要と裁判所の判断をやや詳しく解説していくこととする。

◆東京都管理職試験訴訟（最大判平成一七年一月二六日）

日本国籍がないことを理由に管理職選考試験の受験を拒否したのは違憲・違法であるとして、韓国籍の都職員が都に対して、受験資格の確認と二〇〇万円の損害賠償を求めた訴訟（受験資格確認については、控訴審段階で棄却が確定）で、最高裁判所は、四〇〇万円の賠償を命じた二審判決を破棄し、都に人事政策上の幅広い裁量権を認め、受験拒否は違憲・違法ではないとして、原告の請求を棄却した。最高裁判所は、地方公共団体が法の制限の下で条例や人事

委員会規則等により外国人を任用す

ること自体は禁止されるものではないが（ただし、憲法上、外国人に公務員となる資格が保障されているとは判示していないことに注意を要する）、住民に公権力を直接行使したり重要な施策を決定する「公権力行使等地方公務員」は、国民主権の原理から、日本国籍を有する者に限られると判示した。

◆可児市電子投票選挙無効訴訟（名古屋高判平成一七年三月九日、最判平成一七年七月八日）

平成一五年七月の市議選の際に、電子投票システムに異常が発生した問題で、岐阜県選挙管理委員会が選挙無効の申立てに対して棄却裁判をしたところ、市民団体が、県選管を相手に選挙の無効を求める訴えを提起した。最高裁判所は、電子投票システムに必要な機能が備えられておらず、システムの停止により多数の有権者が投票を断念せざるを得ない中で、電子投票システムの異常が選挙の結果に影響しえたことから、選挙を無効と判示した名古屋高等裁判所の判決を支持し、県選管による上

告を却下した。

◆小樽市外国人入浴拒否国家賠償訴訟

（最決平成一七年四月七日）

外国人であることを理由に入浴施設の利用を拒否されたのは違法であるとして、米国出身で日本国籍をもつ住民が、施設の経営会社と市に対して損害賠償を請求した。一審・二審判決ともに、施設経営会社に対して損害賠償の支払いを命じたものの（確定）、市については、人種差別撤廃条約が具体的な条例制定を義務づけているとはいえず、また、入浴拒否をやめるよう会社に指導をしていたことなどを理由に、賠償責任を否定していた。最高裁判所も、二審判決を支持し、上告を棄却した。

◆国立マンション除却命令等請求訴訟

（最決平成一七年六月二三日）

市条例で定める高さ制限（二〇メートル）を超えた高さ四四メートルのマンションの建設をめくり、学校法人など周辺住民らが、都建築指導事務所長に対して建築禁止・除却命令の発令、命令の不発令の違法確認、建築主事に対して検査済証の交付の

取消しを、それぞれ求めた訴訟では、最高裁判所は、条例の施行日前にマンションの地盤整備工事が始まっていたことから、本件マンションには市条例は適用されず、原告の請求に理由はないとした二審判決を支持し、原告による上告を棄却した。

◆船橋市立図書館「新しい歴史教科書をつくる会」蔵書廃棄事件

（最判平成一七年七月一四日）

市立図書館の司書の職員が、特定の作家らの著作物を廃棄していた問題で、作家らが、市に対して損害賠償を請求した。最高裁判所は、公立図書館の意義について、住民に図書館資料を提供し教養を高めるための公的な場であるとしたうえで、著作者の思想・表現の自由は憲法上保障されており、公立図書館の蔵書を通じて著作者の思想を伝える利益は、法的保護に値する人格的利益であると判示し、独断的な評価や個人的な選好に基づく職員の行為により、この利益が侵害されたとして、請求を認めなかった一審・二審判決を破棄し、損害額の認定のため、審理を高等裁判所に差し戻した。

◆今後注目される裁判

国民健康保険料率等が市の条例に明示されていないのは租税法律主義に違反するかが争われている旭川市国民健康保険料率訴訟が、最高裁判所大法廷へ回付された。一審判決は、国民健康保険料は租税と同視できるので、条例は租税法律主義に違反し違憲であるとし、原告の請求を認容する一方、二審判決は、保険料と租税は異なるので、保険料率等は条例ではなく市の告示に規定することと足りるとして、原告の請求を棄却していた。大法廷では何らかの憲法判断が示されることが予想される。

米国で代理出産した子の出生届が受理されなかったため、夫婦が不受理処分の取消しを求めた家事審判の抗告審で、大阪高等裁判所は、母子関係の有無は分娩の事実で決まるものであり、そもそも代理出産契約は公序良俗に反し無効であるとしたうえで、夫婦の即時抗告を棄却する決定をした（代理出産届出生届不受理事件Ⅱ大阪高決平成一七年五月二三日）。この決定を不服とした夫婦は、最高裁判所へ特別抗告と許可抗告を申し立てている。

下級裁判所の裁判例としては、住民基本台帳ネットワークシステムが住民のプライバシーの権利を侵害するものであるとして、国、県及び住基ネットを管理する地方自治情報センターに対して、個人情報の住基ネットからの削除や損害賠償が求められた一連の訴訟は見逃せない。金沢地方裁判所は、原告のプライバシーの権利を侵害し違憲であるなどとして、県とセンターに対して、原告の個人情報の削除などを認めた（慰謝料請求については棄却、金沢地判平成一七年五月三〇日）。その一方、名古屋地方裁判所は、住所・氏名等は秘匿の必要性の高い情報とは言えず、また、住基ネットには個人情報保護措置が講じられているので、プライバシーの権利を侵害するものではないとして、原告の請求を棄却した（名古屋地判平成一七年五月三一日）。福岡地方裁判所も、住基ネットは電子政府・自治体を実現するための不可欠なシステムであると述べ、原告の請求を棄却した（福岡地判平成一七年一〇月一四日）。今後の裁判の動向が、非常に注目される。